

低コスト工法とは...

既存の壁や床、天井を最小限に解体することで補強できる、耐震改修工法の一つです。県では、この工法を習得してもらうため、改修事業者に研修会を開催しました。研修修了者は県ホームページに公表されていますので、参考にしてください。

【メリット】

- 工事費を抑えることができます
- 工期が短縮できます
- 工事中の生活への影響が軽減されます
- ゴミ（廃棄物）が少なくなります
- 費用が縮減されたことで他のリフォームができます

5 富士吉田市 ○邸

一般的な工法の場合 **低コスト工法の場合**

「必要なところだけ」
合理的な考え方が、施主の負担を減らします。

耐震改修工事費	約132万円
耐震改修設計費	約33万円
工事年度	2021年度
延床面積・築年数・階数	96.89㎡・昭和50年・2階建て

通常価格 233万円
低コスト工法 165万円
削減額 68万円

通常工期 約45日
低コスト工法 約25日
工期短縮! 約20日

坪単価UP! 0.33→1.03

【所有者のコメント】
予算も限られていたが、費用が安く、補助金が出るということで予算の範囲内に収まったため、改修工事に踏み切れた。
物の移動もあまりなく、カバーなどで済んだところもあった。カバーなども業者が丁寧してくれたので、家主の負担はなく、生活の支障はなかった。
工事する中で直したい部分も出て、併せてリフォームもできた。(※リフォームは補助対象外になります)

【業者からのコメント】
天井・床を壊さない分、傷つけないように配慮した。工期が短く済む分、一時的に別の住まいを確保してもらう時間を多くすることができ、生活の支障にならなかったことは良かったと思う。
また、施主が生活しながらの工事が可能なので、工事中に確認したいことがすぐ確認できたので良かった。

低コスト工法を採用した耐震改修事例も県ホームページでご覧いただけます。

令和6年度~令和7年度版



わ
が
大
丈
夫
は
家
は



市町村窓口一覧

市町村名	電話番号	市町村名	電話番号
甲府市 建築指導課	055-237-5828	早川町 振興課	0556-45-2517
富士吉田市 都市政策課	0555-22-1111	身延町 建設課	0556-42-4808
都留市 建設課	0554-43-1111	南部町 交通防災課	0556-66-3417
山梨市 都市計画課	0553-22-1111	富士川町 都市整備課	0556-22-7214
大月市 建設課	0554-20-1853	昭和町 都市整備課	055-275-8413
韭崎市 営繕住宅課	0551-22-1111	道志村 産業振興課	0554-52-2114
南アルプス市 管理住宅課	055-282-6397	西桂町 建設産業課	0555-25-2121
北杜市 住宅課	0551-42-1362	忍野村 建設課	0555-84-7793
甲斐市 建設課	055-278-1668	山中湖村 村土整備課	0555-62-9975
笛吹市 まちづくり整備課	055-261-3334	鳴沢村 振興課	0555-85-3083
上野原市 建設課	0554-62-3123	富士河口湖町 都市整備課	0555-72-1976
甲州市 建設課	0553-32-5071	小菅村 源流振興課	0428-87-0111
中央市 建設課	055-274-8553	丹波山村 振興課	0428-88-0211
市川三郷町 建設課	055-272-1136		



県土整備部 建築住宅課 建築防災担当
TEL : 055-223-1734



木造住宅居住安心支援事業

あなたの家は、大丈夫ですか？

昭和56年5月以前に着工された木造住宅は、耐震性が低い可能性があります。

昭和56年6月の建築基準法の改正により、耐震基準が強化され、概ね震度6強から7の地震でも倒壊しない構造となっております。

一方、それ以前に建てられた木造住宅は、耐震性が低い可能性があるため、是非耐震診断を行ってください。

STEP1 建築年月日の確認

昭和56年5月以前

STEP2 耐震診断

耐震性なし

判定結果の見方	総合評点	判定	耐震性
	1.5以上	倒壊しない	あり
	1.0以上～1.5未満	一応倒壊しない	
	0.7以上～1.0未満	倒壊する可能性がある	なし
0.7未満	倒壊する可能性が高い		

STEP3 耐震設計・耐震改修工事等

工事完了

耐震化完了

耐震性が低いままだと...

もし、**家族や友人がいる時に地震**が発生し、自宅が倒壊してしまったら...



倒壊して火災が起きたり、道を塞いだら...
誰かの救助の妨げになったら...

生存しても、**家がなくなれば避難所生活**。
プライバシーとか、健康面が心配...



誰かの「命」に関わってきます。

耐震化を行うにも費用の心配が...

県では、次の事業について、補助制度を用意しています。なお、市町村によって事業内容等が異なる場合もありますので、詳しくは「お住いの市町村」にお問合せください（裏面）。

【補助制度が利用できる木造住宅】

次の条件に全て該当する木造住宅が補助を利用することができます。

- ① 県内にあり、昭和56年5月31日以前に着工された住宅
- ② 木造在来工法で2階建て以下の住宅
- ③ 長屋及び共同住宅以外の個人所有の住宅（借家を除く）
- ④ 市町村が認める住宅

【耐震診断（無料）】

市町村に申込をすると、山梨県耐震診断技術者（建築士）が派遣され、住宅を調査し、地震に対する強度を診断します。診断後、総合評点が示され、説明を行ってくれます。

**自己負担
0（ゼロ）**

【耐震改修等】

耐震診断の結果、総合評点が1.0未満の場合、耐震性がないため、耐震設計・耐震改修工事等を行う必要があります。

県では次の工事に対して補助制度を設けております。

① 耐震設計＋耐震改修工事

補助額：**最大125万円**

ただし、耐震改修工事費が限度となります。

② 建替え設計＋建替え工事

補助額：**最大125万円**

ただし、耐震改修工事費と建替え工事費を比べて低い額が限度となります。

**耐震改修・建替
最大125万円
補助**

住宅全体を耐震化することが困難な方に...

【耐震シェルター設置工事(防災ベッド含む)】

補助額：**最大36万円**

1室の中にシェルターを設置する工事です。
総合評点が0.7未満の住宅が対象となります。

